

大阪市告示第1187号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年9月8日(月)	午前7時から
	令和7年9月16日(火)	翌日午前7時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年9月1日(月)	午前9時から
	令和7年9月8日(月)	午後1時まで
	令和7年9月16日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月22日(月)	午前9時から
	令和7年9月29日(月)	午後1時まで
長居第2陸上競技場	令和7年9月8日(月)	午前7時から
	令和7年9月16日(火)	翌日午前7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年9月7日(日)	午前7時から 午後9時まで
	令和7年9月9日(火) から 同月15日(月) まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和7年9月20日(土)	午前8時から 午後9時まで

長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年9月2日（火）から 同月6日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月7日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年9月9日（火）から 同月13日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月14日（日）から 同月15日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年9月17日（水）から 同月20日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月21日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年9月23日（火）から	
	令和7年9月24日（水）から 同月27日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月28日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年9月30日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和7年9月9日（火）から 同月15日（月）まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和7年9月23日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年9月27日（土）から 同月28日（日）まで	
長居庭球場	令和7年9月1日（月）から 同月5日（金）まで	午前9時から 午後9時40分まで

令和7年9月8日（月）から 同月12日（金）まで
令和7年9月15日（月）から 同月19日（金）まで
令和7年9月22日（月）から 同月26日（金）まで
令和7年9月29日（月）から 同月30日（火）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）